

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和4年4月25日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 私立幼稚園・認定こども園及び私立認可保育所に対する指導検査の
実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和4年4月25日

件名	私立幼稚園・認定こども園及び私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、 子ども政策課、私立保育園課
内容	<p>令和3年度、私立幼稚園・認定こども園（以下「私立幼稚園等」）及び私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 指導検査実施施設数</p> <p>(1) 私立幼稚園等 4施設（全13施設中） ※ 支援法により国等から給付を受けている13施設が対象</p> <p>(2) 私立認可保育所 46施設（全112施設中） ※ 内1施設は、都区合同指導検査を実施</p> <p>2 指摘等種別</p> <p>(1) 文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事項</p> <p>(2) 口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>(3) 助言 水準向上のための助言・提案事項</p> <p>3 検査結果の特徴</p> <p>全体として、令和2年度当初からのコロナ禍における教育・保育について、消毒業務の負担増等による多忙さなどから失念したり、本来業務がおろそかになりがちとなり、厳しい結果となった。</p> <p>(1) 私立幼稚園等は、建学の精神のもと様々な教育が実践されているが、今年度から指導検査を開始したこともあり、全体的に事故防止の事前対策や事故発生時の対応等に課題が見られた。</p> <p>(2) 私立認可保育所については、今年度、特に重点事項とした午睡時のうつぶせ寝対策や水あそび、園外保育活動での事故防止の取り組みについての指摘等が多かった。また、子どもの人権への配慮に課題のある保育もあった。</p>

4 検査結果（主な内容）と改善への対応

(1) 私立幼稚園等

ア 文書指摘：7件

(ア) 定期的に事故防止の研修等が実施されていない：3件

(イ) 骨折事故が区へ報告されていない：1件

(ウ) 損害賠償保険に加入していない：1件

➡ 事故発生時の対応については、当日厳しく指導した他、改めて全園に周知徹底をするとともに、事故防止に向けた研修の実施についても指示した。損害賠償保険については、日本スポーツ振興センターの次期保険期間の開始時に加入することを確認済み。

イ 口頭指導：8件

(ア) 事故予防マニュアルの内容が不十分：3件

(イ) 事故の記録簿に再発防止策等の記載がない：2件

➡ 事故予防マニュアルは作成されているものの、送迎バスでの人数確認や誤嚥等、事故発生時の対応の記載が不十分な施設が見受けられた。当日厳しく指導した他、所管である子ども政策課と連携し、全施設に対し通知し、事故予防の徹底と事故発生時の的確な対応について指導した。

ウ 助言：9件

(ア) 日々の教育・保育の記録内容が不十分：4件

(イ) 園運営に第三者の評価が取り入れられていない：2件

➡ 第三者評価の受審は努力義務となっているが、定期的に外部の評価を受け、結果を公表し、改善に努めるよう助言した。また、全施設へも受審を勧奨した。

(2) 私立認可保育所 ※ 括弧書きは前年度の件数

ア 文書指摘：24件（11件）

(ア) 園児の怪我が区へ報告されていない：9件（1件）

➡ 当日、30分ルールを厳守し、速やかに報告することを指導した。また、私立園長会において改めて周知徹底を行った。

(イ) 人権への配慮に課題のある保育が行われていた：3件（0件）

➡ 給食の残りで遊んでしまった子どもを、大きな声でたしなめる保育が行われていた。当日、園長及び担任に対して厳しく指導し、職員育成のため、後日区主催の人権研修を受講させた。さらに私立園長会においても周知徹底を行った。引き続き巡回訪問など、所管である私立保育園課と連携し、意識付けを図っていく。

	<p>(ウ) うつ伏せ寝の対処が不十分：2件（0件）</p> <p>➡ 当日、乳幼児突然死症候群予防のための仰向け寝について、全職員に徹底するよう指導した。また、全施設に区立園の午睡チェック表を送付し、私立園長会においても午睡時の見守りについて周知徹底した。</p> <p>(エ) 国通知の範囲を超えた本部会計への繰り入れ等：2件（1件）</p> <p>➡ 超過分を園会計へ戻すよう指示し、戻入完了を確認した。経理等に関する国通知の理解不足や会計責任者の確認が漏れていたため、決算書等において改善を要する事例について改めて全施設長あてに通知するだけでなく、私立園長会においても月次ごとの証憑書類の確認徹底と経理等に関する国通知の理解及び遵守について周知した。</p> <p>イ 口頭指導：53件（30件）</p> <p>(ア) 職員異動届等の区への報告漏れ：14件（16件）</p> <p>(イ) 地域の子育て家庭に対する支援が不十分：8件（0件）</p> <p>➡ コロナ禍であっても、電話相談やSNSによる発信等、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。さらに全施設へも情報共有を行った。</p> <p>(ウ) 休園期間中の非常勤職員給与を減額して支給：4件（0件）</p> <p>➡ 減額した分は年度内に追加支給を行うよう指導し、全件支払い完了を確認した。</p> <p>ウ 助言：85件（79件）</p> <p>(ア) 水あそびの際に監視者をたてていない等、事故防止に対する配慮が不十分：23件（2件）</p> <p>➡ 水をためる水あそびはプールと同様に、専任の監視者をたてるとともに、監視員名や指導員名を記録するよう助言した。また、全施設へも監視者の配置及び氏名の記録について周知を行った。</p> <p>(イ) 事故簿に怪我の完治日等の記載がない：12件（16件）</p> <p>(ウ) 午睡チェック表の記載内容が不十分：7件（0件）</p> <p>➡ 園日誌や事故簿等の様式を見直し、監視者や完治日の記載欄を設けることで記載漏れを防ぐよう、区立園の様式を参考に示し、改善に向けた取り組みを提案した。さらに所管と連携して、全施設の様式の確認も行う。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 今後も事業所管課である子ども政策課及び私立保育園課とともに改善に向け、全体会での周知や巡回訪問時等に各施設を指導・支援していく。</p> <p>2 各施設に対し検査結果を通知するとともに、保護者等による施設評価の一助とすべく、区ホームページにて指摘事項を公表する。</p>